

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者からの暴力事案対応要領の制定について（平成21年 8 月25日例規第17号）

〔沿革〕 平成22年 3 月例規第 9 号、25年12月第32号、26年 2 月第 5 号、27年12月第24号、28年 2 月第 4 号、31年 4 月第23号、令和 3 年 1 月第 1 号、4 年 3 月 2 号、第 5 号改正

このたび、別記のとおり制定し、平成21年 8 月25日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者からの暴力事案対応要領

第 1 趣旨

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づく配偶者からの暴力事案への対応、被害者の保護に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 取扱いの基本

1 事案に応じた措置

配偶者からの暴力事案を認知した場合は、法第 8 条に規定する暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、被害者の意思を踏まえ、検挙、相手方への指導警告等事案に応じた適切な措置を講ずるものとする。

2 関係行政機関との連携

被害者の保護に当たっては、配偶者暴力相談支援センター等の関係行政機関との連携による適切な対応を図るものとする。

3 被害者への配慮等

被害者への対応に当たっては、人権を尊重し、生活環境、心情に配慮するとともに、本人、その親族等の身体の安全と個人の秘密の保持に努めるものとする。

第 3 配偶者からの暴力相談等対応票の作成、管理等

1 対応票の作成

- (1) 配偶者からの暴力に関する相談又は援助若しくは保護を求めていると認められる申出（法第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による通報その他関係機関等からの配偶者からの暴力に関する通報、被害届又は告訴を含む。以下「暴力相談等」という。）を受理したときは、当該暴力相談等を受理した者が、配偶者からの暴力相談等対応票（別記様式第 1。以下「対応票」という。）を作成しなければならない。ただし、急訴があった場合において、現場に臨場したときは、当該現場に臨場した職員がこれを作成するものとする。

- (2) 警察安全相談（(1)に掲げるものを除く。以下同じ。）を受理した場合において、当該警察安全相談を暴力相談等として取り扱う必要があるときは、これを処理した職員が対応票を作成するものとする。

2 同一事案の取扱い

1 の場合において、同一事案について継続し、重複し、又は繰り返して暴力相談等を受理したときは、その都度、個別の対応票を作成するものとする。

3 対応票の管理等

(1) 警察本部における管理等

警察本部の各所属長は、対応票を作成したときは、速やかに生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に送付するものとする。この場合において、送付を受けた人身安全対策課長は、配偶者からの暴力相談等対応票管理簿（別記様式第2。以下「管理簿」という。）に登載し、一元的に管理するとともに当該対応票の写しを速やかに被害者の住居、居所、勤務先その他通常所在する場所（以下「住居等」という。）を管轄する警察署長に送付し、措置を引き継ぐものとする。

(2) 警察署における管理等

警察署長は、対応票を作成したときは、管理簿に登載し、一元的に管理するとともに、当該対応票の写しを速やかに人身安全対策課長へ送付するものとする。

第4 警察本部長等の援助等

1 申出の受理

- (1) 第3の対応票を作成した場合において、更に法第8条の2に規定する警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）の援助（以下「援助」という。）を受けたい旨の申出があったときは、人身安全対策課長又は警察署長（以下「人身安全対策課長等」という。）は、当該申出者から援助申出書（配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）別記様式）を受理するものとする。

- (2) 人身安全対策課長等は、援助申出書を受理したときは、当該援助申出書に受理年月日及び受理番号を記載し、管理簿に登載するものとする。この場合において、警察署長は、当該援助申出書の写しを人身安全対策課長に送付するものとする。

2 引継ぎ

- (1) 人身安全対策課長等は、1の(1)の援助を受けたい旨の申出を受理した場合において、当該申出者に対する継続的な対応を行うことが困難であると認められるときは、当該申出者の同意を得た上で、援助を適切に行うことができる他の警察本部長等に引き継ぐことができる。

- (2) (1)による引継ぎを行う場合においては、警察署長にあっては人身安全対策課長にその旨をあらかじめ連絡した上で援助申出書の写しを送付するものとし、人身安全対策課長にあっては適当と認められる他の警察本部長等に援助申出書の写しを送付するものとする。この場合において、他の警察本部長等（県内の警察署長を除く。）への援助申出書の写しの送付は、人身安全対策課長において、他の都道府県警察の援助を主管する所属の長を経由して行うものとする。

3 援助の実施

援助申出書を受理し、又は援助申出の引継ぎを受けた人身安全対策課長等は、規則第1条各号に規定するところにより適正な援助を実施するものとする。

- (1) 被害を自ら防止するための措置の教示（規則第1条第1号）

被害防止のための避難その他の措置について具体的に教示するものとする。

- (2) 住居等を知られないようにするための措置（規則第1条第2号）

ア 住民基本台帳事務における支援措置への対応

加害者が住民票又は戸籍の附票から被害者の転居先を追跡することを防止するため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援を行う場合は、事前にその旨を関係する市町村に申し入れるとともに、当該市町村の長からの意見聴取の求めに迅速に対応するものとする。

イ 被害者に対する加害者からの行方不明者届への対応

(ア) 被害者の保護及び加害者からの更なる被害の防止を図るため、加害者からの行方不明者届が被害者を捜し出すための手段として利用されることのないよう、行方不明者届の受理に当たっては、十分注意するものとする。

(イ) 配偶者からの暴力を理由として家を出ている事実をあらかじめ把握している場合は、原則として行方不明者届を受理しないこととするものとする。ただし、行方不明者届を受理した後に当該事実を把握した場合は、被害者の意思を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

- (3) 被害防止交渉を円滑に行うための措置（規則第1条第3号）

ア 被害防止交渉に関する事項についての助言

加害者と被害防止交渉を行おうとしている被害者に対して、具体的な助言を行うものとする。

イ 加害者に対する必要な事項の連絡

被害者に代わって被害防止交渉を行う場合において、被害者の所在を秘匿する必要があるときは、被害者の住居等を加害者に推知されることのないよう、直接加害者に連絡するものとする。

ウ 警察施設の利用

被害防止交渉を行う場所として、警察署の会議室等の警察施設を提供し、及

び利用させる場合には、申出者が求める者を当該被害防止交渉に立ち会わせるものとする。

(4) その他必要と認める援助（規則第1条第4号）

規則第1条第1号から第3号までに掲げるもののほか、被害を自ら防止するために適当と認められる援助について実施するものとする。

4 援助申出書等の管理等

人身安全対策課長等は、受理した援助申出書（送付された写しを含む。）を管理簿とともに管理し、受理状況等を把握するものとする。

第5 裁判所からの書面提出請求等への対応

1 裁判所からの書面提出請求等の受理

法第14条第2項の規定による裁判所からの暴力相談等に関する書面の提出請求（以下「書面の提出請求」という。）又は法第14条第3項の規定による説明の請求（以下「補充説明の請求」という。）は、警察本部の各所属において取り扱った暴力相談等にあつては人身安全対策課長が、警察署において取り扱った暴力相談等にあつては警察署長が受理するものとする。

2 回答の方法

- (1) 書面の提出請求に対する回答は、配偶者暴力に関する保護命令申立事件に係る書面提出について（別記様式第3）に当該請求に係る事案の対応票の写しを添えて送付することにより行うものとする。
- (2) 補充説明の請求に対する回答は、当該請求内容に応じて回答書等を作成し、送付して行うものとする。
- (3) 警察署長は、書面の提出請求又は補充説明の請求を受理したときは、事前に人身安全対策課長に報告の上、回答するものとする。

第6 裁判所から保護命令の通知を受けた後の措置要領

1 人身安全対策課長のとるべき措置

- (1) 人身安全対策課長は、裁判所から保護命令の通知を受けたときは、通知の内容を保護命令発令状況管理簿（別記様式第4）に登載するとともに、速やかに保護命令に係る申立人（以下「申立人」という。）と連絡をとり、申立人の住居等を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）に対し、保護命令が発せられた旨及びその内容を連絡するものとする。
- (2) (1)の場合において、申立人の住居等が他の都道府県に所在することが判明したときは、当該住居等を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に、その後の措置を引き継ぐものとする。この場合において、申立人の居所が他の都道府県に所在することが判明したときは、その旨を通知を行った裁判所に連絡するものとする。
- (3) 人身安全対策課長は、裁判所から保護命令の効力の発生日時、取消し、効力停

止決定等に係る通知を受けたときは、保護命令発令状況管理簿に必要な事項を記載するとともに、速やかに関係署長に対し、その旨を連絡するものとする。

2 関係署長のとるべき措置

- (1) 1の(1)及び(3)の規定による連絡を受けた関係署長のうち、申立人の住居地（居所がある場合にあっては、居所。3の(1)において同じ。）を管轄する警察署長は、保護命令発令状況管理簿に必要な事項を記載するとともに、申立人の意向を確認した上で、原則として申立人と面接し、次の事項を教示するものとする。

ア 配偶者暴力相談支援センターの利用に関する事項

イ 緊急時の警察に対する通報に関する事項

ウ 配偶者からの暴力に係る防犯上の留意事項

- (2) 関係署長は、申立人が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に対する重大な危害を受けることを防止するため、保護命令に係る情報について関係する職員に対し通知するとともに、事案に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 関係署長は、申立人の住居等に変更があった場合又は保護命令を受けた者の特異言動等を認知した場合は、速やかに人身安全対策課長に報告するものとする。

3 加害者の住居地を管轄する警察署長のとるべき措置

- (1) 加害者の住居地を管轄する警察署長は、保護命令が発せられたときは、将来的な事件化を見据え、可能な限り加害者に警察署への出頭を求め、確認書（別記様式第5）を作成するものとする。この場合において、当該加害者が弁解を行うときは、その内容を事情聴取書（別記様式第6）に録取するものとする。
- (2) 作成した確認書及び事情聴取書については、その写しを保護命令指導警告実施結果報告書（別記様式第7）に添えて人身安全対策課長に送付するものとする。

第7 保護命令違反を認知した場合の措置

1 保護命令違反認知時の措置

保護命令違反行為を認知したときは、当該行為の発生地を管轄する警察署において事件処理を行うものとし、当該警察署の長は、事案概要等について速やかに人身安全対策課長に連絡するものとする。

2 保護命令の効力等の確認

保護命令違反事件の捜査に当たっては、保護命令の効力及び内容その他捜査に必要な事項について、人身安全対策課長（当直勤務（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第47条第4項第1号及び第2号に規定する宿直勤務及び日直勤務をいう。）時にあっては、当直長））を確認を行うものとする。

3 他の刑罰法令と競合する場合の措置

保護命令違反行為に伴い、被害者に対する暴行、傷害その他刑罰法令違反の事実が認められるときは、事件の軽重、態様等から的確に判断し、適正に事件処理を行

うものとする。

第8 本部主管課等への報告

配偶者からの暴力事案又は法に基づく保護命令違反を検挙したときは、当該事案の捜査を主管する所属の長及び人身安全対策課長に報告するものとする。

第9 対応状況等の記録化

1 暴力相談等対応状況票の作成

第3の1の規定による暴力相談等を受理したとき（警察安全相談を暴力相談等として取り扱ったときを含む。）は、配偶者からの暴力相談等対応状況票（別記様式第8）を作成し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 暴力相談等対応状況・措置経過簿の記載

1の場合において、継続し、重複し、若しくは繰り返して暴力相談等を受理したとき、新たな事項が判明したとき又は必要な措置を講じたときは、その都度、暴力相談等対応状況・措置経過簿（別記様式第9）に記載し、その経過等を明らかにしておくものとする。

第10 留意事項

1 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、暴力相談等の内容を検討し、被害者の心身の状況等に十分配慮するとともに、被害者の立場に立った適切な措置が講じられるよう職員の指導教養を徹底するものとする。

2 被害者が相談しやすい環境の整備

配偶者からの暴力事案の特性にかんがみ、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者が遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 現場臨場の配慮

110番通報等により現場に臨場した場合において、配偶者の暴力を現認したときは、暴力の制止はもちろんのこと、被害者の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、受傷事故防止に特段の配慮をするものとする。

4 関係部門間の連携

配偶者からの暴力事案が認められる場合は、被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、保護命令の有無のみにとらわれず、その他抵触する刑罰法令の適用も検討し、関係部門との連携を密にして、迅速かつ適切な対応を図るものとする。

（別記様式省略）